東加積小学校いじめ防止対策委員会

教育指導相談機関
・県教育委員会
・東部教育事務所
・県総合教育ｾﾝﾀｰ
・市教育ｾﾝﾀｰ
・教育支援ｾﾝﾀｰ
等

相談
報告

指導
支援

関係機関
・警察署
・児童相談所
・医療機関
・法務局　等

外部専門家
・心理・福祉の専門的知識を有する者
・医師や教員
・ｽｸｰﾙｶﾞｰﾄﾞﾘｰﾀﾞｰ
等

東加積小学校いじめ防止対策委員会

＜構成員＞
・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事
養護教諭、各担任、ＳＣ、ＳＳＷ等
・必要に応じて、専門的知識を有する者
・必要に応じて、その他の関係者

＜役割＞
・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに取り組む。

・いじめの早期発見のためいじめの相談や通報を受ける窓口としての役割を果たす。

・いじめの早期発見や事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

・いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成･実行･検証･修正を行う。

・いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

・いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直しを行う。
（ＰＤＣＡ）

連絡
相談
報告

指導
支援

市教育委員会

・いじめの情報を得て、緊急会議を行った際には、報告する。

・重大事態が疑われる場合には、会議の有無にかかわらず、早急に連絡・相談する。

・いじめに関するアンケート調査、聴き取り調査等が必要な場合には、事前に実施方法等について、指導を受ける。

・調査結果の提供については、事前に指導及び支援を受けて、行うようにする。

・調査結果及びその後の対応方針については、市教育委員会を通じて市長に報告・説明する。

・いじめに関する事項について、指導・支援を受ける。

全　教　職　員

未然防止　・　早期発見（積極的認知）　・いじめへの対処
地域、家庭との連携　関係機関との連携

職員会議・研修会	生徒指導委員会	道徳・特活部会
・情報の共有、対応検討 ・授業改善 ・教育相談・ＳＯＳの受け方・いじめに関する研修	・相談活動、悩み調査 ・いじめの実態把握 ・いじめに関する指導 ・保護者との連携	・未然防止に向けた道徳の指導計画の立案 ・児童の自治的・自発的諸活動の推進

保護者・地域
ＰＴＡ・学校運営協議会・教育振興会・民生児童委員等